

業務指示書

スリランカ国コロンボ新総合都市公共交通システム導入計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年11月30日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 早山 恒成 Soyama.Tsunenari@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年12月5日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：都市交通分野に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／都市交通）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：都市交通政策又は計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：スリランカ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 土木・施設計画（軌道、構造物）】

- 1) 類似業務の経験：土木・施設計画（軌道、構造物）に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：スリランカ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 車両計画】

- 1) 類似業務の経験：車両計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：スリランカ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2016年12月16日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限り。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他（以下に記載の経費）

- ・別紙第3 6. (1)～(4)に係る直接経費（積上計上するもの）
- ・招へいに係る直接経費（積上計上するもの）（第三国での実施の場合、渡航費・受入費・監理業務費含む）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(LKR1 = 0.7280 円 , US\$1 = 104.758 円 , EUR1 = 115.108 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／都市交通
土木・施設計画（軌道、構造物）
車両計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

13.85 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年1月12日(木)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式」コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年10月）」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

スリランカ国コロンボ新総合都市公共交通システム導入計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/都市交通	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 土木・施設計画（軌道、構造物）	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 車両計画	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

スリランカでは、人・貨物輸送の90%以上が道路輸送網に依存している。とりわけコロンボ都市圏を抱える西部州は、GDPの約42%、人口の約29%が集中しており、内戦終結以降の堅調な経済成長（GDP成長率年平均6%超）と社会の安定化を背景に、自動車、バス、自動二輪車等の道路網を活用した交通モードの利用数が急増している（2008年から2015年にかけて、自動車台数は約1.7倍、自動二輪車は1.9倍、バスは1.2倍に増加）。コロンボ市中心部へは1日約100万人が流入しているとされ、特に通勤・通学時間帯をピークに、激しい交通渋滞が発生。朝夕時間帯には、コロンボ市中心部及びその周辺部道路網の殆どで、車両の走行速度が交通渋滞と定義される20km/h以下であり、一部では走行速度が10km/h以下の道路もある等、道路網に過度に依存した都市交通網は既に限界を迎えている。このような交通流動性の低下は、コロンボ都市圏の経済活動に悪影響を及ぼし、また、国家経済への悪影響も懸念される。

既存のコロンボ市内の主要道路網が飽和状態であること、また、私的交通モードと比較した優位性の観点から、ライトレールトランジット（以下、「LRT」）やモノレール程度の輸送力と輸送速度を持つ都市公共交通システムの導入が急務とされている。

2015年1月に発足したスリランカ政権は上記の問題に対応するため、コロンボ都市圏の都市開発を所掌するメガポリス西部開発省を新たに設立し、さらに2016年1月にはコロンボ都市圏を含むスリランカ西部州地域の都市開発計画を定めた「西部地域メガポリスプラン（Western Region Master Plan -2030）」を発表。同プランでは、コロンボ都市圏における渋滞の問題解決の有効手段として、都市公共交通の導入を優先課題に掲げ、LRTかモノレールの高速輸送システムの導入を挙げている。このような背景の下、スリランカ国政府は我が国に対し、円借款によるLRTの導入支援に関する要請を行った。

本調査は、この要請に基づき、新交通システム（LRT）を導入する事業（以下、「本事業」）の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境および社会面の配慮等、わが国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。なお、本調査の実施に際し、JICAは2016年9月に本調査のTORミッションを派遣し、スリランカ側関係者と協議を行った。

2. 本事業の概要

(1) 事業名

コロンボ新総合都市公共交通システム導入事業

(2) 事業目的

コロンボ都市圏において、新交通システム（LRT）を導入するもの。

(3) 事業概要

「西部地域メガポリスプラン」において計画されているコロンボ都市圏 LRT 導入計画

(Rapid Transit System (以下、RTS) 1~6 の総延長約 62.1km) のうち、RTS 1 (フォート、コルピティヤ、ボレッラ、ユニオン・プレイス、マラダーナ間約 14.8km) の一部及び RTS4 (ボレッラーラジャギリヤーバッターラムラーマラベ間約 11.7km) の総延長約 26km 部分の高架軌道敷設、駅・車両基地の建設、車両調達、電気・通信・信号等のシステム導入。

- 1) 土木・建築工事 (RTS 1 の一部及び 4 の区間約 25km の高架軌道、駅・車両基地 (国際競争入札 (タイト¹)))
- 2) 車両調達 (国際競争入札 (タイト))
- 3) 電気・通信・信号関連工事等 (国際競争入札 (タイト))
- 4) コンサルティング・サービス (詳細設計、入札補助、施工監理) (ショートリスト方式)

(4) 対象地域

コロンボ都市圏

(5) 実施機関

1) カウンターパート機関

メガポリス西部開発省 (Ministry of Megapolis and Western Development: MMWD)

2) 主な関係機関

国家政策・経済問題省対外資源局 (Department of External Resources, Ministry of National Policies and Economic Affairs: ERD)

運輸・航空省 (Ministry of Transport & Civil Aviation: MT&CT)

高等教育・高速道路省道路開発局 (Road Development Authority, Ministry of Higher Education and Highways: RDA)

財務省 (Ministry of Finance: MoF)

(6) 本事業に関連する我が国の主な援助活動

1) 技術協力

- ・コロンボ都市交通調査プロジェクト (2012 年~2014 年)
- ・コロンボ都市交通改善アドバイザー (2012 年~2015 年)

2) 協力準備調査

- ・新総合都市公共交通システム導入準備調査 (2014 年)²

¹本案件は STEP 案件を想定している。詳細は、後段の 5. (9) を参照。

²当該調査は、モノレールの導入を前提とした調査。他方、2015 年にスリランカ政府の政権交代に伴い、都市交通政策も見直され、新政権は LRT の導入を日本政府に要請。

3. 調査の目的

本事業について、背景、目的及び内容を精査し、必要性を検討する。また、必要性が確認された場合、当該事業の目的、概要、事業費、実施スケジュール、実施方法（調達・施工）、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境社会配慮等、我が国円借款事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。

4. 調査業務の範囲

本業務は、2016年9月にスリランカ関係機関と本調査のTORに関して行った協議に基づき、「3. 調査の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 調査業務内容」に示す事項の調査を実施し、調査の進捗に応じ「7. 成果品等」に記載の報告書を作成し、先方機関等へ説明・協議の上、提出するものである

5. 実施方針及び留意事項

(1) 調査の対象について

本調査の実施にあたり、上記協議で合意した主な内容は以下の通り。

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">1) 本調査対象ルート：別紙1で示す想定ルートのうち、赤枠で囲まれたルート（RTS 1 北側部分及びRTS4）。赤枠で囲まれていないRTS 1の南側の部分に関しては、スリランカ側が独自にPre-FSを実施する予定。2) 対象交通モード・技術仕様：標準軌による鉄輪 LRT（これより詳細な技術仕様に関しては、調査の中で検討予定） |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

なお、デポ・車両基地に関しては、2014年に実施した「新総合都市公共交通システム導入調査」においてスリランカ側から提案されたRTS 4のIT Park 駅近くの土地を引き続き候補地とすることがスリランカ政府内で確認されている。

(2) RTS1の南側路線のスリランカ政府 Pre-FS への技術的助言について

別紙で示す想定ルートのうち、赤枠で囲まれていないルートに関しては、スリランカ側が独自にPre-FSを実施する予定である。スリランカ側からPre-FSの調査報告書が本調査期間中に作成された場合は、Pre-FSに対する需要予測、路線計画、事業概算、運用・事業効果の算定を主とした技術的な助言を本調査の業務として含める予定である。なお、当該技術的助言の内容、期間に関しては、スリランカ側がPre-FSの調査報告書を日本側に提出した段階で、その内容を踏まえて本調査業務内容を変更し、必要な契約変更を行う。

(3) JICAの円借款検討資料としての位置づけ

本調査の結果は、本事業に対する円借款の審査が実施される際、その検討資料として用いられることとなる。本調査で検討・策定した事項がスリランカ関係機関への一方的な提案とならないように、スリランカ政府と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とする。一方、本調査は円借款供与を約束するものではないことに留意し、スリランカ政府関係者に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるものとして誤解を与えな

いよう留意する。

(4) 審査の重点項目

本調査の結果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、結果のとりまとめに際して、当機構から調査を担当するコンサルタントに対して基本的な基準、取りまとめの様式等を指示することがある。また、審査にあたり必要な項目を追加して調査依頼（契約変更）を行う可能性がある。

- 1) 調達・施工方法
- 2) 事業費
- 3) 事業実施機関の実施体制
- 4) 操業・運営／維持管理体制
- 5) 運用・効果指標
- 6) 環境社会配慮

(5) 既往の協力・調査結果を踏まえた調査の実施

本調査に先行して、上記2.(6)のとおり、2012年から2014年にかけて開発計画調査型技術協力「コロンボ都市交通調査プロジェクト」を通じ、コロンボ都市圏における都市交通に関する問題点の整理、及びコロンボ都市圏の問題及び将来の展望を考慮した都市交通システム計画の提案を行い、さらに2014年に協力準備調査「新総合都市交通システム導入事業準備調査」を実施して、上記技術協力にて優先度が高いとされたモノレールの導入のための事業化調査(FS)を行った。³

本事業においては、現在の想定ルートや車両基地が、上記協力準備調査の際に設定した軌道路線や車両基地と多分に合致しているため、路線の将来需要予測の検証、路線計画、車両基地・駅舎・関連施設の設計や設置場所、また、土地収用に係る情報等に関しては、上記の過去に実施した調査結果内容を十分精査し、本調査に活用すること。

(6) 業務の工程

本業務は大きく2段階に分けて行う。調査の前半段階【Stage1】で、2.(6)に記載した過去の調査結果やスリランカ側が発表した計画の需要予測及び路線計画の再精査を行い先方の合意を取り付け、結果を基本計画としてインテリムレポートに取り纏める。後半段階【Stage2】においては、この基本計画に基づき、概略設計、事業費の積算等を行う。

(7) 業務の実施体制

本業務はMMWDを主なカウンターパートとする。MMWDは、本業務および本事業のためにProject Management Unit (PMU)を設立し、必要な人員を配置する予定である。当該

³ 当該協力準備調査後にスリランカの政権交代が行われ、2015年1月に発足したスリランカ新政府は都市交通政策の見直しを行った。

PMU が本事業に係る関係省・庁・局との調整や関連手続きの主体者となる予定である。また、他国での教訓に基づくと、都市交通・鉄道事業は、初期投資額が大きく料金収入だけでの事業実施が困難であり、政府からの資本投入や補助金での助成が不可欠である。そのため、調査実施にあたっては、MoF や ERD 等の関連機関とも密接に連携・協議しながら実現性のある提案を行うように留意すること。

(8) 都市交通システム整備及び運営維持管理体制構築に向けた支援

本調査で想定する都市交通サービスは、これまでコロンボ首都圏を含むスリランカ全土で導入実績がないため、運営維持管理の経験やノウハウも皆無であり、運営維持管理を行う組織をゼロから立ち上げ、経験・ノウハウを蓄積していく必要がある。調査においては、運営維持管理体制の検討・提案を行うとともに、体制整備に向けたロードマップ及びロードマップ実施に向けた技術支援策について提案を行う。最終的な検討結果・提案は（ドラフト）ファイナルレポートでの取り纏めを予定しているが、スリランカ当局内の手続き、承認に時間を要することが想定されることから、早期の検討着手に努めること。

(9) 調達条件について

本事業では、スリランカ政府の要請に基づき、本邦活用技術 (Special Terms for Economic Partnership :STEP) が活用される予定である。具体的な本邦技術適用アイテムに関しては、【Stage 2】にて検討を行う予定だが、本邦企業の技術活用等の検討に際して、本邦企業関係者より広く意見聴取を行うとともに、参入促進のため、競争性の確保が図られるよう検討すること。

(10) 環境社会配慮

本事業は「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン (2010 年 4 月制定) (以下、JICA ガイドライン (2010 年 4 月))」に掲げる鉄道セクターに該当するため、JICA 環境社会配慮カテゴリ A に分類されている。スリランカ政府の定める環境社会配慮にかかる許認可手続きについて調査し、先方政府による必要な手続きを支援するとともに、環境アセスメント報告書の作成、簡易住民移転計画の作成支援を行う。調査方針については十分に JICA と協議を行うこと。また、調査の初期の段階で、用地取得・非自発的住民移転の規模について把握し、JICA に報告すること。大規模住民移転が想定されることが調査中に判明した際は、適宜 JICA と契約変更を行う。

(11) 円借款事業の迅速化及びコスト縮減策の検討

事業実施スケジュールについて、円借款事業の迅速化が求められていること、スリランカ政府は早期実施を目指していることから、本体事業の入札や施工・機材納入等に係る期間の短縮や事業費縮減が期待できる方策について、積極的に実施機関並びに JICA へ提案することとする。

(12) 障害者が不利益を受けることのないように留意すべき事項

車両や駅施設等の設計・計画にあたっては、利用者の年齢、障害の有無等を問わず、誰もが安全で快適に車両や駅施設等を利用できるよう旅客導線、案内板、トイレ、照明、防犯対策、駅後方施設等について配慮する必要がある。調査に際しては、スリランカのアクセスに関する法令を確認し、スリランカの法令を順守した計画となるよう留意すること。また、同法令が確認できない場合は、我が国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や、地方自治体による条例（例「東京都福祉のまちづくり条例」）などを参考に、プロポーザルにおいてスリランカにおいて適用可能な方策を提案することとする。

6. 調査業務内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。ただし、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合にはプロポーザルにて提案する。

【Stage 1】（2017年1月下旬～2017年5月中旬）

(1) 第一次国内作業及びインセプション・レポートの作成・説明・協議

- 1) 本事業要請内容、上述2. (6)の調査等、既存の関連資料、情報、データ等を整理・分析・検討するとともに、詳細な調査内容及び工程を検討する。検討にあたっては、作業の効率性を十分に考慮し、JICAと協議・確認を行う。また、現地で更に収集する必要がある資料、情報、データ等をリストアップし、調査方法を検討する。
- 2) 上記の結果及び調査に当たって実施機関等に対応を求める事項などを取りまとめてインセプション・レポート及び質問票を作成し、JICAに提出する。提出時期の設定にあたっては、JICAが内容を確認するための十分な時間を確保すること。
- 3) JICAが確認したインセプション・レポートについて同国側に説明・協議し、了解を得る。

(2) 関連政策、法規、また運輸・都市交通セクターにおける現状・課題の確認

本事業に関連する政策や法規、関連組織・機構、またコロンボ都市圏における運輸・都市交通セクターの現状と課題を以下の項目に沿って確認する。

- 1) コロンボ都市圏を含むスリランカの運輸・都市交通セクターの開発政策
- 2) 運輸・都市交通セクターに関する法律・法規
- 3) コロンボ都市圏における運輸・都市交通セクターの現状と課題
- 4) コロンボ都市圏の開発計画・土地利用計画のレビュー及び本事業との整合性・優先度の確認

- 5) 本事業に関するスリランカ側の実施方針・計画（運営・維持管理含む）の策定状況
- 6) コロンボ都市圏における運輸・都市交通セクターにおける他ドナー、民間企業による事業実施状況のアップデート
- 7) 事業実施の必要性および課題の確認（事業の必要性について定量的に示すこと。例えば、軌道系輸送システムを整備する場合/しない場合の中期（2030年）・長期（2040年）での旅行速度への影響や現時点での経済損失等を推計することを想定しているが、現時点でのアイデアについてプロポーザルで提案すること。）
- 8) JICA に支援要請がある RTS1 の一部および 4 以外のルートに関する事業計画の最新状況の確認

（3）将来交通需要予測（2040年）

将来交通需要予測については、過去に実施した「コロンボ都市交通調査プロジェクト」、
「新総合都市交通システム導入事業準備調査」での結果や、また、スリランカ政府が発表した「西部開発メガポリスプラン」の情報も踏まえ、本業務にて検討対象とする路線における将来交通需要を予測する。その際、過大な需要予測とならないよう配慮すること。また、2040年を長期目標年次として定めるとともに、開業時点とその後の各年次の需要予測を行うこと。

（4）路線計画のレビュー、再精査

過去に実施した「コロンボ都市交通調査プロジェクト」や「新総合都市公共交通システム導入準備調査」をレビューし、また、スリランカ政府が実施した調査に基づき、スリランカ側にて計画・設定された想定ルート（別紙1）及び「新総合都市公共交通システム導入準備調査」で提示されたルートを基に、諸条件（技術的側面のほか、既存交通機関とのネットワーク形成にて得られる効果等、経済・財政面、環境社会面における実現可能性等）をスリランカ関係機関と協議の上、事業計画を作成する路線計画を再精査する。なお、路線に関しては、2.（3）のとおり高架軌道を想定している。

（5）インテリムレポートの作成・スリランカ関係機関との協議

上記（4）までの検討結果について、インテリムレポートとして取り纏める。JICAからのコメントを反映後、実施機関及びスリランカ側関係機関に説明及び協議を行う。インテリムレポートの内容について、スリランカ政府内の意思決定がなされ、JICAと同意に至った上で、以下の調査を継続する。

（6）環境助言委員会対策支援

本事業は、調査開始時における環境カテゴリ分類で、カテゴリ A 案件に分類されており、環境社会配慮助言委員会にスコーピング案と報告書ドラフトの段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。なお、環境社会配慮、住民移転計画策定に必要な手続きに関して、スリランカ側の手続きも含め本調査期間内に完了させるため、

【Stage 1】において作成したインテリムレポートで候補ルートが改めて合意され次第、速やかにスコーピング案を作成し、環境社会配慮助言委員会に同案を提出したうえで、助言を得る。この際、合意された路線計画に基づく影響を調査し、必要に応じカテゴリ変更を検討する。また、【Stage 2】においてドラフトファイナルレポートを作成する際も、同様に環境社会配慮助言委員会に同レポートを提出し、助言を得る。

【Stage 2】（2017年5月下旬～2017年12月中旬）

（7）サイト状況調査

スリランカ側と合意された上記2.（3）の路線計画を基に、「コロンボ都市交通調査プロジェクト」にて実施した地形・地質調査等の自然条件調査の結果等既存の情報を活用し、必要に応じて、以下の項目を含むサイト状況調査等を行う。なお、具体的な調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとし、その費用は別見積に含めること。なお、当該調査の実施にあたり、現地再委託を可とする。

- 1）地形調査
- 2）地質調査
- 3）水理・水文調査
- 4）既存の電力・架設設備の状況調査

（8）路線計画の最終化

将来交通需要予測調査の結果及びサイト状況調査を踏まえ、路線計画の最終化を行う。最終化した路線計画においては、デジタル地形図等を入手の上、周辺地域の地形を把握し、事業区間を確認できる平面図及び断面図を作成する。地域特性や将来計画・拡張路線、交通機関との乗り換え等の要件を考慮し、駅位置を検討する。駅間距離についても所要時間が算出可能な精度にて図面を作成する。整備する線形計算を行い、工事費を概算の上、最適な路線計画を選定する。

（9）運行計画の精緻化

将来需要予測結果に基づき、ピーク時断面旅客数に合致する列車の運転間隔・車両編成数について検討を行うとともに、オフピーク時間帯の運行頻度についてその推計根拠を明確にした上で運行計画を策定する。

運行計画の作成において、ピーク時・オフピーク時の基本的な運転ダイヤを作成するとともに、開業時点で必要となる車両数の算出のみならず、各年次における需要予測結果に基づいた車両調達計画（編成等の変更を含む）も検討する。また主要ターミナル駅ならびに始末端駅については、折り返し時間・運転整理時間等を考慮の上、分岐器の配置・構造について検討する。将来の車両更新計画にも留意すること。

(10) 土地施設計画（駅・軌道構造）の精緻化

土木施設については、上述のサイト状況調査や「コロンボ都市交通調査プロジェクト」等の調査際に実施した自然条件調査等の結果を活用し、建設工期や、事業費積算のために必要な、土木施設（駅・関連施設・構造物）の標準設計図（平面図、断面図、杭長深さ、折り返し設備構造図など）の作成等の概略設計を実施する。その際、施工時及び維持管理の安全及び環境への配慮、建設時の道路交通への負担軽減、建設工期の短縮といった観点から技術的な検討を含めるものとする。

駅施設については開業時点で必要となる施設のほかに、2040年までの将来需要予測結果に沿った駅スペースを確保した概略設計（1編成あたりの車両数増加に対応可能な駅施設のスペース確保）を行うものとする。駅施設についても標準設計図を作成し、特に駅出入口位置については既存交通または道路・施設からのアクセスがわかるように平面図に現状の写真を添付し位置関係を明確にすること。駅構内の設計は、ユニバーサルデザイン、移動の円滑化や他モードとの結節といった視点から検討を行うものとする。

軌道構造については、建設工期・事業費算出が可能な標準図を作成するとともに、騒音・振動など環境負荷軽減の点についても配慮する。

(11) 車両基地（施設・設備含む）計画の精緻化

車両基地については、上述の自然条件調査や「コロンボ都市交通調査プロジェクト」時に実施した自然条件調査等の結果を活用し、建設工期や、事業費積算のために必要な、施設の標準配線図を作成する。開業時のみならず将来の需要予測結果に基づいた車両数を留置可能な配線計画、留置線延長を検討すること。車両検修施設については、軽微な日常点検施設、オーバーホールなどを行うための必要な機材について、運行計画、点検・補修周期などを考慮し、概略的な図・写真等にて示し、使用目的とその数量について整理すること。

(12) 電気・機械施設・設備計画の精緻化

電気・機械設備については、将来の旅客需要予測に基づいた運行計画等を反映させた設計を行うものとする。電気・機械に係る技術的な諸元については、将来の需要予測結果に基づいたスペック・容量の検討及び配置・空間計画を検討・提案すること。特に電気設備については、将来の輸送能力を満足するための配電容量及び変電所の追加用地の検討などに留意すること。

(13) 信号・通信設備計画の精緻化

信号・通信設備については、将来の旅客需要予測に基づいた運行計画等を反映させた配置設計を行うものとする。信号・通信に係る技術的な諸元については、将来の需要予測結果に基づいたスペック・容量の検討及び配置・空間計画を検討すること。特に信号設備については、将来の輸送能力を満足するための配電容量及び変電所の追加空間の検討などに留意すること。

(14) 概略施工計画の検討

土木施設の建設にあたり、応札の可能性のある本邦建設会社への意見照会も踏まえつつ、工法及び施工手順、さらにはその技術的妥当性を検討し、概略施工計画を策定すること。その上で、現地の自然環境、地盤等に配慮すること。また、建設期間中の交通管理および安全管理について、各区間の建設に関する工事の安全対策ならびに道路交通への負担を最小限に留める計画を提案すること。

(15) 事業実施に必要なコンサルティング・サービスの検討、TOR 及び M/M の提案

事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービスについて、以下の内容とその規模（投入専門家およびその M/M）を JICA に対して提示する。

- 1) 基本設計及び詳細設計
- 2) 入札補助
- 3) 施工監理
- 4) 運営維持管理支援

(16) 資機材調達方針・計画の検討

策定した事業計画に基づき、各施設・設備・システムにかかる調達のパッケージ、入札・契約形態等の調達方針に関して提案を行う。さらに、各パッケージにおいて調達すべき資機材の内容や数量を算出する。また、パッケージごとに外貨・内貨の割合を調査し、その設定根拠も明確にした上で、内訳を明示すること。この際、「円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン（2012年4月）に基づき、以下の項目を踏まえて適切な調達計画を立案すること。

1) スリランカにおける当該類似業務の調達事情

事業実施に際して以下の項目を含む調達のあり方については、考え方を整理して、「調達方法の留意事項」として別途 JICA に提出する。

- ① 一般土木工事の入札と契約にかかる一般事情
- ② 現地コンサルタント（詳細設計、施工監理）の一般状況
- ③ 現地施工業者の一般事情

2) 入札手法、契約条件の設定

契約約款、契約条件書等の設定の基本方針等

3) コンサルタントの選定方法

インターナショナル・コンサルタントの採否等

4) 施工業者の選定方法

- ① PQ : Pre-Qualification 条件の設定
- ② LCB : Local Competitive Bid の採否
- ③ 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方等

(17) STEP 適用可能性の検討（本邦企業調達可能性調査含む）

当該事業は本邦活用技術（Special Terms for Economic Partnership :STEP）が想定されることから、本邦企業が有する土木工事や機器、資機材に関する先進的な技術について、優位性、技術妥当性的、経済性、また自然環境への影響等の観点から適用可能性を検討し、各調達パッケージにおける本邦技術適用アイテムなどについて明確にした上で、事業費算出結果に基づいて本邦調達比率について詳細に算出すること。その際、2017年8-9月を目途に本邦企業向け説明会を実施し、本邦企業のニーズを聴取すること。係る優位性に係る背景・理由・根拠等に関しては、他国と比較しつつ取り纏めること。

(18) 事業実施スケジュールの策定

土木施工、資機材調達手続きを含めた基本設計・詳細設計及び施工期間について、月単位のバーチャート（機構の様式に基づく）により、計画を策定する。この際、クリティカルな施工項目や本体施工以外の工程（環境アセスメント報告書の作成・承認や住民移転、用地取得等を含む）を示した上で、スケジュールの妥当性を検討する。また、スリランカ政府・関係機関内で必要な承認プロセスについても確認・聴取し、バーチャートに反映することとする。

また、各コンポーネントの詳細設計、入札書類作成、入札期間、入札評価、契約交渉、契約締結の時期・期間が分かるようにする。また、コンサルタントの選定手続きのブレークダウン（ショートリスト・招請状・TOR作成、プロポーザル作成期間、プロポーザル評価、契約交渉、契約締結）も分かるようにすることとし、スリランカ政府側の同意申請及び JICA の同意等にかかる期間も踏まえて作成することとする。また、完成の定義は全ての施設の「施設供用開始時」とする。

(19) 概算事業費の算定

本事業の概算事業費については、価格上昇、実勢価格、為替レートおよび基本計画を踏まえ、以下に従って積算を行う。

1) 事業費項目

概算事業費の積算にあたっては、基本的に以下の項目に分けて、内貨・外貨に区分して積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は記載しない。

- ① 本体事業費（環境社会配慮の緩和策及び用地取得・住民移転に係る費用を含む）
- ② 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- ③ 本体事業費に関する予備費
- ④ 建中金利
- ⑤ フロント・エンド・フィー
- ⑥ コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
- ⑦ その他 1（融資非適格項目）
 - ・用地取得費

- ・ 関税・税金
- ・ 事業実施者の一般管理費
- ・ 他機関建中金利

⑧ その他 2

- ・ 完成後の運営維持管理費
- ・ 初期運転資金
- ・ 移転地整備にかかる費用
- ・ 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動に要する費用
- ・ 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

これらのうち下線部については、その算出方法等を JICA から指示することがある。

2) 概略事業費の算出様式

概略事業費については、別途 JICA が提供するコスト計算支援システム (Excel ファイル) の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

3) 準拠ガイドライン

積算にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル (試行版)」 (2009 年 3 月版) を参照する。

4) 積算総括表

積算にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル (試行版)」 (2009 年 3 月版) を参照して積算総括表を作成し、JICA に対してその内容を説明し、確認を取ることにする。

(20) コスト縮減策の検討

(18) の積算にあたり、以下の 1) ~ 4) を踏まえ、コスト縮減策を検討する。同縮減策 (含む効果など) については、スリランカ国側関係機関と協議し、その結果を JICA が指示する所定の様式にとりまとめることにする。

検討に際しては、外務省が公表している「ODA の点検と改善 2007」別添資料「ODA コスト総合改善プログラム」の趣旨を理解すること。

1) 最適計画の策定

本調査において、施工方法、施工技術、契約方式等の各観点から標準的な実施計画とコスト縮減の可能性のある代替計画案を比較・検討しつつ、事業費を含めて最も効率的な最適計画を策定する。

① 施工方法にかかる最適化

標準的な施工方法と、工期短縮などによりコスト縮減の可能性のある施工方法を比較・検討する。

② 施工技術にかかる最適化

標準的な施工技術と、コスト縮減の可能性のある先進的な施工技術を比較・検討

する。

③契約方式にかかる最適化

標準的な契約方式と、コスト縮減の可能性がある他の契約方式を比較・検討する。

2) 附帯的施設の再検討

附帯的施設が予定される場合には、従来の標準的な規模や規格に対して再検討を行うことなどを通じてコスト縮減を図る。

3) 事業計画の一部見直し

円借款候補案件の規模や機能の検討にあたって、コンサルタントが従来どおり検討して作成する事業計画に対して一部見直しや工夫を行うことにより、一層効率的な事業計画となるようコスト縮減を図る。

4) 適正な工期設定

本事業の完成まで適正な工期を設定することにより、コスト縮減を検討する。また、調達ロットについても、入札による競争原理を通じたコスト縮減を図るためのロット分けの方法についても、かかる工期設定の段階において先方実施機関と十分に協議し、検討することとする。

(2 1) 運営・維持管理体制の検討（法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制など）

本事業における、開業後の運営・維持管理体制方針を検討する。具体的には所掌業務、組織構造、人員体制の確認（法的位置づけを含む）とともに、留意すべき事項について検討を行う。併せて、事業体の立上げ及び実際の運営に向けて必要な技術支援策について提案を行う。

(2 2) 環境社会配慮

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）（以下、JICA 環境ガイドライン（2010年4月））に基づき、環境アセスメント報告書案の作成を行う。環境アセスメント報告書案には、世界銀行セーフガードポリシーOP4.01 Annex B に記載ある内容を含めることとする。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」を参考にする。相手国等がスコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ情報公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行うことを支援し、協議の結果を調査結果に反映させる。また、相手国等と協議の上、JICA 環境ガイドライン（2010年4月）〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。環境社会配慮助言委員会にスコーピング案と報告書ドラフトの段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、相手国等と協議の上、JICA 環境ガイドライン（2010年4月）〈参考資料〉の環境チェックリスト案を必要に応じ作成する。なお、本事項に関しては、現地再委託を認める。

環境アセスメント報告書に関する主な調査項目は、以下のとおり。

1) ベースとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺

産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む経済社会状況に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、現地の測定に基づくデータの収集を含む）。

- 2) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ・環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
 - ・JICA 環境ガイドライン（2010年4月）との乖離及びその解消方法
 - ・関係機関の役割
- 3) スコーピング（事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
- 4) 影響の予測（基本的に定量的予測を含む）
- 5) 調達方法・施工方法の検討
- 6) 影響の評価及び代替案（「プロジェクトを実施しない」案を含む）の比較検討
- 7) 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- 8) 環境管理計画・モニタリング計画（実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど）（案）の作成
- 9) 予算、財源、実施体制の明確化
- 10) ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者⁴、協議方法・内容等の検討）

（23）用地取得・住民移転

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）に基づき、簡易住民移転計画案の作成を行う。住民移転計画案には、世界銀行セーフガードポリシーOP4.12 Annex A の Resettlement Plan に記載ある内容及び以下1)～11)を含めることとする。具体的な作成手順については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」を参考にする。なお、環境社会配慮助言委員会に「住民移転計画案作成方針」及び「住民移転計画案」を作成した段階で助言を求めため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認する。なお、本事項に関しては、現地再委託を認める。

1) 住民移転に係る法的枠組みの分析

用地取得や住民移転に係る相手国等の法制度と「国際協力機構 環境社会配慮ガイド

⁴ 女性、子ども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。

ライン」(2010年4月)の乖離を分析し、その乖離を埋めるために必要な制度的枠組みを提案する。特に、補償や生活再建対策の受給権者要件、補償金の算定方法、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理手続きに関する乖離については必ず確認する。

2) 住民移転の必要性の記載

事業概要、事業対象地、用地取得・住民移転(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む)・樹木や作物の伐採等が生じる事業コンポーネントを記載する。また、用地取得及び住民移転を回避・最小化させるために検討された初期設計の代替案を記載する。

3) 社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)の実施

人口センサス調査は、事業対象地の全占有者を対象に実施し、補償・生活再建対策の受給権者(地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者を含む)数を確認する。なお、調査開始日にカットオフデートが宣言され、カットオフデート後に流入した住民に対しては補償・生活再建対策の受給権は付与されないものとする。移転先地を提供する場合には、移転住民の移転先地に対する意向調査も併せて行う。

財産・用地調査は、事業対象地の全占有者が所有する資産を対象に実施し、物理的、経済的に影響を受ける資産項目及びその数量を確認する。人口センサス調査と同時に実施することが望ましい。

家計・生活調査は、事業対象地の占有者の最低20%を対象に実施し、受給権者世帯の標準的特徴、生計・生活水準に関する基礎データ、社会的弱者(特に貧困ライン以下の住民、土地を所有していない住民、老人、女性、子ども、先住民族、少数民族、その他当該国の土地収用法でカバーされていない人々を指す)に係る情報を整理する。

4) 損失資産の補償、生活再建対策の立案

損失資産の補償、生活再建対策の受給権者要件(地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者を含む)を特定する。

土地ベースで生計を立てている受給権者の場合は、金銭補償ではなく、同立地、同生産性を有する代替地の提供を優先し、提供できない場合はその理由を記載する。

OP4.12で定義される再取得費用に基づく損失資産の補償手続き及びその手続きに責任を有する機関について記載する。補償手続きの検討にあたっては、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定を目的とした再取得価格調査を必ず実施し、再取得費用と相手国等の法制度に基づく補償水準に乖離があるかを確認する。仮に乖離が確認された場合は、乖離を埋めるために必要な補償金の補填手続き及び責任機関を検討する。なお、物理的な移転を伴う受給権者に対しては、転居費用も併せて提供する。

生活・生計への影響については、移転前と比べ、受給権者の生計及び生活水準が改善、少なくとも回復させるための生活再建対策を策定する。生活再建対策は、損失資産補償補填、雇用提供、給与補填、信用供与、職業訓練等の形態をとりえる。ただし、

技術的、経済的に実行可能であることに加え、受給権者と協議の上で作成される必要がある。

5) 移転先地整備計画の作成

取得される土地に比べ潜在的に生産性や立地に優位性がある移転先地を選定し、住宅や社会基盤（水道や区画道路等）の整備計画、社会サービス（学校、医療等）提供計画を作成する。また、移転先地整備に伴う環境影響評価、緩和策、環境管理計画を作成する。

6) 苦情処理メカニズムの検討

事業対象地にある既存の苦情処理メカニズムを活用すべきか、新たに苦情処理メカニズムを構築すべきかについて、容易さ、利便性、信頼性の観点から比較検討する。選定された苦情処理メカニズムに関し、手続きを担う組織の権限、組織の構成メンバー、苦情の申立方法、処理手順、処理期限、周知方法等を記載する。

7) 実施体制の検討

住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等）を特定し、各機関の責務（機関の役割、組織図、部署の役割、スタッフの役割、採用基準、人件費を含む経費等）を記載する。

住民移転に責任を有する各機関の組織能力評価を行い、能力強化策を策定する。

8) 実施スケジュールの検討

①補償金や転居に必要な支援（引越手当等）を提供し終え、②移転先地のインフラ整備や社会サービス（医療や教育等）の提供準備が整った段階で、物理的な移転を開始するスケジュールとする。

9) 費用と財源の検討

補償費、移転先整備費、生活再建対策費、事務費等の住民移転に必要な費用を項目別に概算し、全体の支出スケジュールを作成する。補償費は、再取得価格調査を実施した上で、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定結果に基づき概算する。相手国等の用地取得、住民移転に係る法制度に基づかない費用を確保する必要がある場合は、その財源の確保方法についても検討する。

10) モニタリング・事業終了評価方法の検討

実施機関による内部モニタリング体制を検討し、住民移転の進捗監理のために必要なモニタリングフォームを作成する。なお、モニタリングフォームには、住民移転に係るインプット、アウトプット、アウトカム指標を含める。

独立機関による外部モニタリング体制を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

住民移転が計画どおり実施されたか確認するために必要な事業終了評価方法を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

11) 住民参加の確保

社会的弱者⁵や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

(24) 事業効果の算定

事業の定量的及び定性的効果について、以下の項目に沿って検証、算定する。

1) 運用・効果指標の検証

スリランカ側関係機関などと協議の上、本事業の運用・効果について定量的指標の設定に必要な情報・データを入手する。また、評価にあたっての留意事項、評価手法についても整理する。

2) 定性的効果の検証

本事業の定性的効果として、コロンボ都市圏における交通渋滞の緩和が想定されるが、都市鉄道整備による社会・経済に与える正負のインパクトについても、可能な限り根拠を示したうえで定性的な効果の確認を行う。

3) 経済・財務分析の検証（内部収益率の算出）

財務的内部収益率（FIRR）の算出に向けた費用として事業費、運営・維持管理費を想定しており、また便益としては、運賃収入を想定している。一方、経済的内部収益率（EIRR）の算出に向けた費用としては、事業費（税金を除く）、運営・維持管理費を想定しており、また便益としては、走行費用節減効果、時間削減効果、温室効果ガス削減効果、道路・維持管理費節減効果を想定している。EIRR の算出時には経済便益の算出方法や原単位の設定・背景など根拠を明示すること。

(25) 安全管理

本事業は「施工時の安全対策上の注意が特に必要な案件」に位置付けられることが想定されるため、本調査では、安全対策にかかるスリランカの法律・基準を確認するとともに、実施機関に対して ODA 建設工事安全管理ガイドンス⁶に係る概要説明を行い、初期段階での情報収集及び相手国政府への理解促進を図る。別添 4 の Safety Control System Checklist を作成する。施工監理を含む業務に従事するコンサルタントの選定に

⁵女性、子ども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。

⁶ ODA 建設工事の安全対策への取り組み

http://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda_safety/index.html

関しては、コンサルタント雇用ガイドライン（2012年4月）第3.02条に従い、QBSが選定方法として採用されるよう借入人・実施機関及びJICAと協議する。

（26）ジェンダー主流化ニーズの調査・分析

以下の事項について、確認・調査を行うこと。

- 1) スリランカのジェンダー政策、運輸分野でのジェンダー配慮の制度・政策の確認
- 2) 男女別需要の確認及び事業計画への反映

公共交通機関に関しては、一般的に男性と女性で利用できる時間帯や区間が異なる傾向があり、サービスに対するニーズが異なることが指摘されているため、男女別の需要予測を行うこと。調査結果に基づき、男女双方が便益を受け、快適に利用できるよう、事業計画にあたっては、男女双方のデータや意見が反映されるよう留意すること。

- 3) 公共交通におけるジェンダー配慮の現況調査

- ・スリランカにおける公共交通におけるジェンダー配慮上の課題の確認
- ・他ドナーによる事業でのジェンダー視点の取り組み

- 4) 環境社会配慮上の視点

住民移転が発生する場合には、その影響は男女で異なることが予見されるため、移転計画支援においては、以下のような点に留意する。

- ・住民説明会におけるジェンダーバランスへの配慮
- ・男女双方からのヒアリングを通じた対象地域被影響住民の適切な状況把握
- ・寡婦世帯、女性世帯主世帯など、特に脆弱な状況におかれた世帯がある場合、特別保証措置の検討。
- ・補償金が支払われる場合、支払方法の検討（男性世帯主が独占し、配偶者に正確な補償金額が伝わらない、世帯が適切に裨益しない等の事例もある）。

（27）気候変動の緩和効果の推計

本事業は、気候変動の「緩和」に資する可能性がある。このため「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）」⁷を活用し、緩和効果（温室効果ガス削減量）の推計を行い、報告書に取り纏める。

（28）イメージ動画・パンフレット・モックアップの作成

本事業の完成イメージとなる動画、パンフレット・モックアップを作成する。作成にあたりイメージ動画及びパンフレットの内容（車両、車内等）は、導入を検討する本邦技術も念頭に、本事業整備前後が分かるような構成にするとともに、構成案ができた段階でJICAの了解を取ってから制作に着手すること。

⁷ 気候変動対策支援ツール／緩和策／交通運輸／鉄道等・旅客（モーダルシフト）
http://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/ku57pq00001o9grg-att/estimation_03.pdf

完成したイメージ動画は、JICA の了解を取ってから最終成果品の DVD に収めるとともに、必要により先方実施機関経由でインターネットサイト等にアップロードすることも含めて検討すること。

モックアップについては、代表的駅の主要設備（トイレ、改札口等）や車両の内側等の模型を作成し、障害者、女性、妊婦、高齢者等に対してワークショップを行い、要望を聴取すること。なお、本調査に係る広報資材の作成について、現地再委託を認めることとする。

(29) 国内外招へいの実施

スリランカ初の都市交通整備に向けたスリランカ側での必要な準備を促進する観点から、我が国の都市鉄道事業の運営・技術等についての理解を深めることを目的として、2017年5-6月頃を目途に、10日から2週間程度、本邦または第三国招へいを実施する。招へい人数は10人程度を想定する。

コンサルタントは、招へいを本邦で実施することになった場合、当該招へいに関し、以下の業務を行うこととする。なお、被招へい者に係る航空券手配、国内・現地移動・宿舍手配、空港送迎等の受入業務、及び被招へい者の引率、簡単な通訳等を行う同行案内人の手配等の監理業務については、本契約外でJICAが行うものとする。

なお、本招へいプログラムに必要な直接経費（積上計上するもの）に関しては、別見積に含めることとする。

1) 被招へい者の人選への支援

被招へい者の人選はJICAと先方政府関係者との協議で決定するが、コンサルタントは、先方政府関係機関それぞれの役割、当該機関の意思決定プロセス等を勘案の上、人選に係るアドバイス等を行うものとする。

2) 招へいカリキュラムの作成

招へい実施1か月前を目途に、招へいカリキュラムや日程／行程の詳細（案）を作成し、JICAの基本的な了解を得る。

3) 面談者・見学先等の手配

JICAの了解を得た招へいカリキュラムに基づき、面談者・見学先等の手配を行う。

4) 招へいに係る関連資料の作成

招へいカリキュラムに基づき、面談や見学先において必要となる資料を作成する。

5) 被招へい者への来日前説明への支援

被招へい者への来日前の説明は、JICAが行うが、受注者は当該説明会に同席し、招へいカリキュラムや日程／行程（案）について、説明を補佐するものとする。

6) 招へいカリキュラムの実施

招へいカリキュラムや日程／行程（案）に基づき、招へいを実施する。原則として、招へいの全行程において、受注者の業務従事者が同行するものとする。

7) 招へい実施報告書の作成

招へいの実施後、その実施内容について報告書を取りまとめ、JICA に提出する。

招へいプログラムの実施に関する直接経費（諸謝金、会場借上費、各種機材損料、資料作成費・購入費、資料翻訳料、招聘同行者旅費等）については、見積書に積算することは不要とし、契約交渉で協議する。それ以外の上記に係る直接経費（積上計上するもの）については、別見積書に積算すること。なお、会議費（会議費とは、招聘対象者が出席する飲食を伴う業務上必要な会議・会合における飲食関連費用のこと）の計上は認めない。

また、コンサルタントは、本事業の性質に鑑み、本邦でなく、第三国で実施することが妥当と考える場合には、第三国での招へいの実施の提案も可とする。その場合、被招へい者に係る航空券手配、国内・現地移動・宿舍手配、空港送迎等の受入業務、及び被招へい者の引率、簡単な通訳等を行う同行案内人の手配等の監理業務については、コンサルタントが行い、同経費についても別見積として計上すること。

（30）事業実施にあたっての留意事項および提言

事業実施にあたっての留意事項、及び提言をまとめ、相手国関係機関との協議を行う。提言をまとめるにあたっては、本事業の対象路線と、コロンボ都市圏における他の公共交通（バス）との円滑な接続にも留意し、コロンボ全体の交通計画においても必要な提案を行うこととする。また、本事業の実施にあたって予想されるプロジェクトリスクを、リスク管理シートのフォーマットを使用して洗い出し、それらの回避策、緩和策、対応策についても提案すること。

7. 成果品等

（1）業務報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、本契約における成果品は、5）ファイナルレポートとするが、その他のレポートについても、完成後速やかに JICA 南アジア部に提出すること。

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第 6 条に記載するとおり

提出時期：契約締結日から起算して 10 営業日以内

提出部数：和文 5 部（簡易製本）、電子データ

2) インセプションレポート

記載事項：調査の基本方針、調査方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：2017 年 2 月下旬

提出部数：英文 15 部、電子データ

3) インテリムレポート

記載事項：事業の必要性および課題の確認、将来交通需要予測結果、路線計画等

提出時期：2017年5月下旬

提出部数：英文20部、電子データ

4) ドラフトファイナルレポート

記載事項：全調査結果

提出時期：2018年1月下旬

提出部数：英文20部、電子データ

5) ファイナルレポート

記載事項：ドラフトファイナルレポートに対するコメントに対応して必要な修正を行ったもの

提出時期：2018年2月中旬

提出部数：

製本版：英文35部、CD-R 3部

簡易製本版(注)：英文5部、CD-R 3部

※ファイナルレポートは製本版が一定期間非公開となる情報を含むため、一定期間非公開となる情報を除いた簡易製本版を作成し、終了後速やかに公開するもの。一定期間非公開となる情報は原則以下のとおりであるが、具体的な削除対象箇所については、別途監督職員と業務主任者が協議の上決定することとする。

- ① コスト積算、調達パッケージ、コンサルティングサービスの人月・積算、経済財務分析に含まれるコスト積算関連情報
- ② 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報
- ③ 民間企業の事業や財務に関わる情報

6) ファイナルレポート（和文要約）

提出時期：2018年3月中旬

提出部数：5部、電子データ

(2) その他の提出物

1) 議事録等

各報告書に係る同国政府や本邦企業との協議概要を協議議事録（M/M:Minutes of Meeting）に取りまとめ、JICAに速やかに提出する。先方政府との各調査報告書説明・協議にかかる議事録を作成し、JICAに速やかに提出する。また、JICA及び調査団が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、3営業日程度のうちにJICAに提出すること。JICAスリランカ事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、10営業日前までに配布資料をJICAに提出すること。

2) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、翌月 15 日までに監督職員又は分任監督職員に提出する。

3) 概略事業費詳細

4) リスク管理シート

5) Safety Control System Checklist

6) 環境社会配慮関連資料

環境管理計画及びモニタリングフォーム計画、スクリーニングフォーム、環境チェックリスト、簡易住民移転計画案および関連の調査結果資料を JICA へ提出する。

7) 調達方法(案)

事業実施に際しての調達方法の考え方を整理して JICA へ提出する。

8) 本邦技術の比較優位及び本事業への適用

9) イメージ動画・パンフレット・モックアップ

10) デジタル画像集

本事業実施前と、円借款による事業が完了するタイミングでの事業効果の対比を行うことができる現場写真または映像資料を JICA へ提出する。

11) その他

上記提出物の他、JICA が必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかにこれに対応すること。

(3) 報告書の作成・印刷仕様

ファイナルレポート以外の仕様は、A4 版、タイプ打ち、両面コピー、章毎改ページの編集とし、簡易製本とする。ファイナルレポートの印刷仕様及び電子化の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014 年 11 月）」の通りとする。なお、仕様の詳細は JICA の指示に従うものとする。

(4) 収集資料

本件調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、データ及びリスト一式（JICA 図書館定型フォーム）を調査終了後 JICA に提出する。

(5) その他、調査報告書・レポート作成にあたっての留意事項

- ・ 各調査報告書・レポートはその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- ・ 各調査報告書・レポートは、同国政府への提出に先立ち、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。
- ・ 調査報告書・レポート表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- ・ 調査報告書・レポートには、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。ファイナルレポートについては、調査結果の概要を 3~5 ページ程度に取りまとめ、本文と色違いで和文要約、英文サマリーの最初の部分に入れること。

- ・ 調査報告書・レポートの作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- ・ 調査報告書・レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- ・ 調査報告書・レポート全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- ・ 調査報告書・レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

第3 業務実施上の条件

1. 調査工程

2017年1月下旬より国内作業を開始し、2018年2月下旬までにファイナルレポートを作成・提出することを目安とする。本業務では、主に以下のような工程を想定しているが、より効率的かつ効果的な作業工程が有ればプロポーザルで提案するものとする。

図1. 調査工程概略表

Month	2017												2018	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
1. 国内作業	■	■												
2. 基礎調査・計画			■	■	■									
3. 概略設計					■	■	■	■						
4. 事業計画・積算・事業効果									■	■	■	■	■	
5. 環境社会配慮			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
6. レポート提出			▲		▲							▲		▲
			INC		ITR							DFR		FR

注：「第2 6. 調査業務内容」にて言及のある【Stage 1】は上記の1. 及び2.を想定。
【Stage2】は、上記3. 及び4. を想定。

2. 業務量の目途及び業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

55.15 M/M

(2) 調査業務従事者の構成

本件調査には、下記の分野を担当させることを基本とする。

- 1) 総括／都市交通（評価対象者）（2号）
- 2) 公共交通計画
- 3) 路線計画
- 4) 測量・地質調査
- 5) 交通需要予測
- 6) 土木・施設計画（軌道、構造物）（評価対象者）（3号）
- 7) 土木・施設計画（軟弱地盤対策）
- 8) 建築構造・設備計画（駅舎、付帯施設）
- 9) 車両/運転・運行計画（評価対象者）（3号）
- 10) 電気・機械計画
- 11) 信号・通信計画
- 12) 車両基地計画

- 1 3) 事業実施計画/事業評価
- 1 4) 資金調達計画/経済・財務分析
- 1 5) 運営・維持管理/能力強化計画
- 1 6) 施工計画/事業費積算
- 1 7) 環境社会配慮 (自然環境)
- 1 8) 環境社会配慮 (社会環境)
- 1 9) 組織制度/技術計画
- 2 0) 業務調整/都市交通計画補助

なお、担当分野の変更・追加または、統合・分離が必要と考えられる場合は、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。

3. 相手国の便宜供与

カウンターパートの配置、関連情報は同国政府より提供する。なおプロジェクト事務所、机等の家具類の提供はないことから、プロポーザルに必要経費を計上すること。

4. 配布資料及び参考資料

(1) 配布資料

- ・LRT 導入に関するスリランカ政府からの要請書 (2016 年 2 月及び 7 月)
- ・TOR ミッション協議議事録 (Minutes of Discussion) (2016 年 9 月)

(2) 参考資料

- ① (開発計画調査型技術協力) コロンボ都市交通調査プロジェクト (2012 年～2014 年)
http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12176657.pdf
<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/6b17ef20fa4d2dc649256bf300087d0a/95e3abfb55e59fde49257a250079d903?OpenDocument>
- ② (有償勘定技術支援- 有償専門家) コロンボ都市交通改善アドバイザー (2012 年～2015 年)
<http://gwwweb.jica.go.jp/KM/ProjectView.nsf/1751c21d3ce7d90a49256bf300087d04/f4e98c27f1bbe2aa49257c5c0079e7ac?OpenDocument>
- ③ (協力準備調査) 新総合都市公共交通システム導入準備調査 (2014 年)
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12234084.pdf>
- ④円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン
https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/procedure/guideline/
- ⑤コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン
<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/entrust.html>
- ⑥協力準備調査の設計・積算マニュアル
http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/plan_man.html

- ⑦環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）
<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/>
- ⑧コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン
<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/>
- ⑨気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）／緩和策
http://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation_j.html
- ⑩ODAの点検と改善 2007
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/ugoki/tenken_kaizen/pdfs/2007_honbun.pdf
- ⑪メガポリス西部開発省 HP
<http://www.megapolis.gov.lk/index.php>
- ⑫西部地域メガポリスマスタープラン（2016年1月スリランカ政府より発表：メガポリス西部開発省 HP）
【全文】
http://www.megapolis.gov.lk/pdf/Megapolis%20Master%20Plan_April2016/WRMPP_MasterPlan_Eng_Apr16.pdf
【要約版】
http://www.megapolis.gov.lk/pdf/Master%20Plan_Launched%20in%20January/Megapolis%20Plan_Jan16_English.pdf
- ⑬運輸マスタープラン（西部地域メガポリスマスタープラン付属書：メガポリス西部開発省 HP 内）
http://www.megapolis.gov.lk/pdf/new_megapolis/Master%20Plan%20V2.2.pdf

5. カウンターパート

2016年12月までに本事業におけるPMUのメンバーが任命される予定。

6. 現地再委託

「第2 6. 調査の内容」のうち、以下の項目については、調査実施上の必要に応じ現地にて当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して行うことを可とする。但し、現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に基づき、仕様書及び業者選定方法、契約相手、契約内容等については、委託業者と契約締結以前にJICAの承認を得るものとし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。

プロポーザルには、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品検査の方法等、具体的な提案を行うこと。なお、以下の（1）～（4）の業務に係る経費は別見積とする。

- (1) サイト状況調査
- (2) 環境社会配慮調査
- (3) 用地取得・住民移転
- (4) イメージ動画・パンフレット・モックアップの作成

7. 調査用資機材

(1) コンサルタントに購入・購送業務を委託する資機材

JICAがコンサルタントに購入・輸送業務を委託する資機材は現時点では特に想定していないが、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、経費は本見積の中に含めること。なお、購入された資機材は、JICAよりコンサルタントへの貸与とする。コンサルタントは、JICAの業務の一環として関連する会計規定を遵守した方法手段をとり、調査用資機材を調達する。

(2) JICAが別途購入し、コンサルタントに貸与する機材 特に想定していない。

8. その他の留意事項

(1) 関係者との連絡

先方関係機関やJICAとの連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告にあたっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮する。

(2) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(3) 安全への配慮

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地業務に先立ち「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録し、現地の治安状況については、在スリランカ日本大使館、JICAスリランカ事務所より十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(4) 不正腐敗の防止

本事業の実施にあたっては、「JICA 不正防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以 上